

オミクロン株陽性者の濃厚接触者対応について

＜自宅等において待機している場合＞

- 厚生労働省から連絡を受けた自治体が、本人に聞き取り調査を実施。
- 本人に聞き取り調査を行った結果、厚生労働省から連絡を受けた保健所が管轄外の場合は、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。
- 健康観察は滞在地の自治体で実施。本人が移動等を行うことにより、滞在地が変更となった場合には、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。

＜検疫所が確保する施設(以下「検疫施設」という。)で待機している場合＞

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合
→濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。ただし、入所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地を管轄する自治体との情報共有を実施。また、自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整を行う。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で2.5時間以内の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体は濃厚接触者を迎える。-移送手段は住所地を管轄する自治体の手配した車両、ハイヤー、レンタカー等を想定
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で2.5時間以上の場合は、検疫施設の所在する自治体に移管する。

※検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設、自宅療養中の生活支援等に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。